

## 港湾施設使用者の公募について

港湾施設の使用者を下記募集要領に基づき公募します。

那覇港管理組合  
管理者 仲井眞 弘多



### 那覇港新港ふ頭船客待合所使用者募集要領

- 1 施設の概要（別紙1、2参照）  
所在地：那覇市港町1丁目16番1号（新港ふ頭船客待合所）  
使用者及び来客者駐車場あり（有料）  
《1階》NO1  
① 延べ床面積：36.0㎡  
② 使用方法：事務室  
  
《1階》NO2  
① 延べ床面積：27.0㎡  
② 使用方法：売店  
  
《2階》NO3  
① 延べ床面積：302.4㎡  
② 使用方法：事務室
- 2 申込資格  
(1) 申込業種について豊富な経営経験がある方  
(原則として、現在まで引き続き2年以上の経営経験のある方)  
(2) 事業税を滞納していないこと。
- 3 使用条件  
那覇港管理組合港湾施設管理条例及び同条例施行規則の規定又はこの要領に基づくこととする。
- 4 使用期間  
使用期間は平成21年9月1日～平成22年3月31日までとする。  
ただし、平成22年度以降継続使用が可能。

1階NO1： 事務室（36㎡） 63,000円/月

1階NO2： 売店（27㎡） 47,250円/月

2階NO3： 事務室（302.4㎡） 530,250円/月

※1平方メートルまでごと1月につき1,750円

※使用者用の駐車場： 車両1台、1月につき6,000円

※上記金額に100分の105を乗じて得た額の使用料を徴収する。

※来客者用の駐車場： 1時間以内200円、以降1時間ごとに100円加算（税込み）

## 6 光熱水料

使用料とは別に施設にかかる光熱水料等を徴収する。

## 7 申込方法

次の（1）～（3）の書類を提出すること。

（1）施設使用申込書（別紙：様式1）

（2）沖縄県納税証明書（法人事業税又は個人事業税）  
：直前2年度（期）分

（3）登記簿謄本（法人）又は住民票（個人）

※申込資格がない場合又は申込書その他の提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、申込は無効とする。また、申込書等の提出書類は一切返却しない。

## 8 受付場所

〒900-0035 那覇市通堂町2番1号  
那覇港管理組合 総務部業務課  
電話 098-862-2328

## 9 公募期間

平成21年7月17日（金）～7月31日（金）

※受付時間（土曜、日曜、祝祭日を除く 9：30～16：00）

## 10 使用者の選考

使用者の決定については、当組合で申込書類を審査し選定する。ただし、必要に応じ、申込書類等の内容について実態調査を行う場合がある。

## 11 結果発表

選定結果は、平成21年8月10日（月）までに、「施設使用申込書」に

記載されている代表者へ電話にて連絡する。

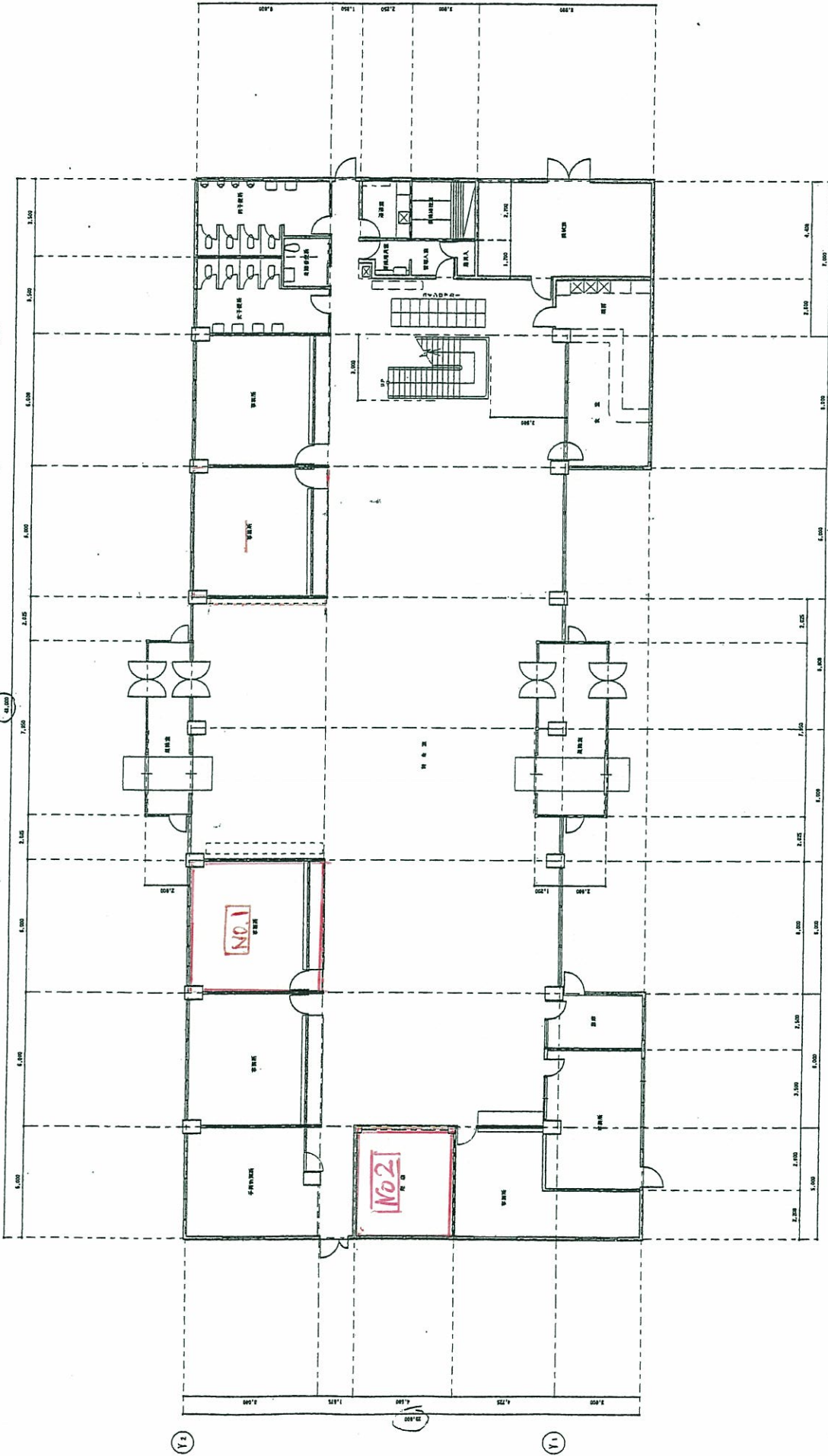
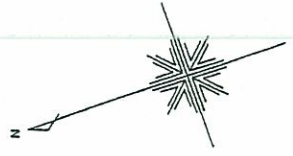
## 12 その他

- (1) 公募期間中に申込者がいない場合等は、引き続き先着順で申込の受付を行う。
- (2) 申込にあたっては、必ず現地及び周辺的环境等を確認すること。
- (3) 施設の仕様及び法令等による規制のある業種は、使用できない場合がある。

### 【問い合わせ先】

〒 900-0035 那覇市通堂町 2 番 1 号  
那覇港管理組合 総務部業務課 (担当: 新川)  
TEL 098-862-2328  
FAX 098-862-4247

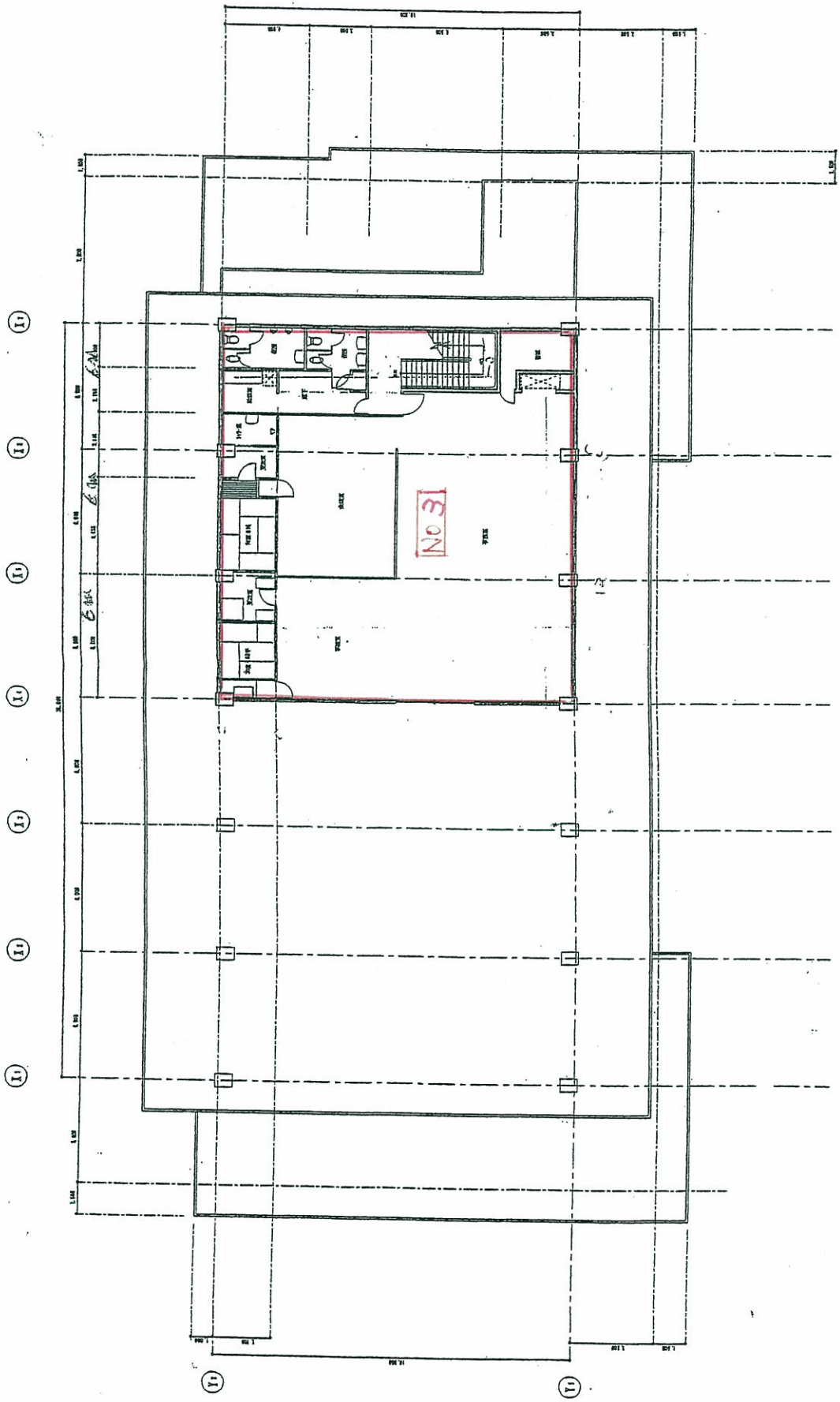
別紙1



新港本頭船客待合所1階平面図 3:11:143

図名	新港本頭船客待合所1階平面図	図番	3:11:143
縮尺	1/100	設計者	〇〇〇
作成者	〇〇〇	校核者	〇〇〇
承認者	〇〇〇	設計日	〇〇/〇〇/〇〇
図面内容	新港本頭船客待合所1階平面図	図面番号	1/5

圖紙 2



新港五頭附客棧舍所 2 樓平面圖 1:100



圖名	新港五頭附客棧舍所	圖號	1:100
比例	1:100	日期	1/7/58
設計	1-1-10	繪圖	1/7/58
校核	1-1-10	監製	1/7/58
核准	1-1-10	圖章	1/7/58

(様式1)

## 港湾施設使用申込書

那覇港管理組合管理者 殿

平成21年 月 日

港湾施設（新港ふ頭船客待合所）を使用したいので、必要書類を添えて申請します。

氏名 (法人にあっては法人名及び代表者名)		印
住所 (法人にあっては所在地)		
電話		
F A X		
業種		
事業開始		
法人設立		

※ 該当する箇所に○印をつけてください。

<場所>

NO,1	NO,2	NO,3
------	------	------

<駐車場について>

	必要(台数: 台)		不要
--	-----------	--	----